

【雇用促進税制】

皆様、こんにちは。税理士の宮野亜希琴です。
今回は平成23年税制改正で創設されました“雇用促進税制”について、解説したいと思います。



Q1: 雇用促進税制ってどんな制度？

A: 雇用を増やし、一定の要件を満たした、企業(個人)に対して、税額控除が受けられる制度です。

一定の要件を満たした場合には、**1人当たり20万円**の税額控除(※)が受けられる制度です。
(ただし、法人税額の10%(中小企業は20%)が限度になります。)

※税額控除とは、納付する税金から控除する(引く)ことです。

平成23年4月1日から平成26年3月31までの期間内に始まる各事業年度が対象となります。

Q2: どんな要件があるの？

A: 下記の5つの要件があります。

従業員の増加数・従業員の増加割合、そして、給与等の支給総額が一定額増加する必要があります。

- 1: 青色申告書を提出する法人であること
- 2: 適用事業年度とその適用事業年度の前事業年度に、**事業主都合**による**離職者がいない**こと
- 3: 雇用者(雇用保険の一般被保険者)の**数を5人以上(中小企業者等(※)の場合には2名以上)**、かつ、**10%以上**増加させること
※中小企業者等とは、資本金の額が1億円以下の法人で大規模法人に支配されていない法人
- 4: 適用事業年度の**給与等の支給額**が、下記の支給額以上であること

前事業年度の給与等の支給額+前事業年度の給与等の支給額×雇用増加割合×30%

- 5: 風俗営業及び性風俗関連特殊営業を営む法人でないこと

$$\frac{\text{雇用者増加数}}{\text{前事業年度末日の雇用者総数}}$$

Q3: 手続きって必要なの？

A: 3つの手続きがあります!! 一年を通して手続きがありますのでご注意ください。

- 1: 事業年度**開始直後**の手続き
事業年度**開始後2ヵ月以内(※)**に、雇用促進計画を作成して、管轄のハローワークへ提出します。
(※)平成23年4月1日から8月31日までの間に開始する事業年度については、**平成23年10月31日迄**が提出期限です。
- 2: 事業年度**終了直後**の手続き
事業年度**終了後2ヵ月(個人事業主は3月15日)以内**に、管轄のハローワークにて1により提出した雇用促進計画の達成状況の確認をします。
☆達成状況の書類を提出後、返送されるまで**約2週間**かかるため、早めの提出が必要です!!
- 3: 確定申告書に添付
確定申告書に2により確認を受けた雇用促進計画の写しを**添付**し、確定申告書の提出期限までに税務署に申告します。

法人・個人事業主とも、要件を満たした場合には、法人税・所得税から一人当たり20万円控除することができます。これは、大きな節税になります。Q3の手続きが必要になりますので、スケジュールをしっかりと立て、計画的に行い、是非活用していきたいですね。くわしくは、弊社担当までお問い合わせください。

(税理士/宮野亜希琴)